

文教大学ハラスメント防止委員会規程

第1章 ハラスメント防止委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学ハラスメント防止規程（以下「防止規程」という。）第7条第3項に基づき、文教大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 防止委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) ハラスメントの防止に必要な啓発及び研修に関すること。
- (2) 相談員、調停員及び調査委員会に関すること。
- (3) ハラスメントの相談及び申し立てへの対応に関すること。
- (4) ハラスメントの調査実施の必要性について判断すること。
- (5) ハラスメントの認定及び不認定に関すること。
- (6) 学外機関との連携及び協力のための連絡及び調整に関すること。
- (7) その他、学長がハラスメント防止及び事案の解決のために必要と認めること。

(構成)

第3条 越谷校舎の防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学生委員長
- (3) 学長が指名する教育学部、人間科学部及び文学部の教員 各1名
- (4) 越谷校舎事務局総務課長
- (5) 越谷校舎事務局長が指名する職員 1名

2 湘南校舎の防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学生副委員長 1名
- (3) 学長が指名する情報学部、国際学部、健康栄養学部及び経営学部の教員 各1名
- (4) 湘南校舎事務局総務課長
- (5) 湘南校舎事務局長が指名する職員 1名

3 前2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 防止委員会の構成は、男女の比率を考慮する。

(防止委員会委員長及び副委員長)

第4条 両校舎の委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号及び前条第2項第1号の者とする。ただし、空席の場合は、前条第1項第2号及び前条第2項第2号の者とする。

3 副委員長は、前条第1項第2号、前条第1項第4号、前条第2項第2号及び前条第2項第4号の者とする。ただし、前条第1項第2号及び前条第2項第2号の者が委員長のときは、副委員長は前条第1項第4号及び前条第2項第4号の者のみとする。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(防止委員会の運営)

第5条 防止委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは委員長がこれを決定する。

(防止委員会委員の職務停止)

第6条 防止委員会委員は、ハラスメントの事案の関係者である場合には、当該事案に限り職務に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第7条 防止委員会委員長は、必要と認めたときには、委員以外の者を防止委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(合同委員会)

第8条 ハラスメントに起因する事項の関係者が両校舎にまたがる場合又は学長が当該事項について大学等に重大な影響を与える可能性があると判断した場合は、合同委員会を開催することができる。

2 合同委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 越谷校舎防止委員会委員長及び湘南校舎防止委員会委員長

(2) 越谷校舎防止委員会副委員長及び湘南校舎防止委員会副委員長 各1名又は各2名

3 合同委員会の委員長及び副委員長は、両校舎の委員長の互選によって選出する。

4 合同委員会は、第5条、第6条及び第7条の規定を準用して運営する。

第2章 ハラスメント相談員

(ハラスメント相談員)

第9条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(職務)

第10条 相談員の職務は、次に掲げるものとする。

(1) ハラスメントを受けたと訴えてきた者(以下「相談者」という。)から事情を聴取し、解決のための手順及び手続き等について助言を行うこと。

(2) 相談者からの申し立てを防止委員会に取り次ぐこと。

(3) ハラスメントを行ったとされる者(以下「相手方」という。)に対して意見通知を行い、併せて相手方の事情を聴取すること。

(4) ハラスメント及びハラスメントの防止に関する相談窓口となること。

(5) 相談の記録を作成すること。

(6) 相談の事案について防止委員会に報告すること。

(構成)

第11条 相談員は、次の者をもって構成する。

- (1) 防止委員会委員（委員長を除く）
- (2) 学長が指名する者 若干名
- 2 前項第2号の相談員の任期は、2年とする。
- 3 相談員の構成は、男女の比率を考慮する。
(委嘱)

第12条 相談員は、防止委員会委員長が委嘱する。

- 2 防止委員会委員長は、相談員を公表しなければならない。
(相談員の義務)

第13条 相談員は、相談者に抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。

- 2 相談員は、相談者に解決策の誘導及び押し付けをしてはならない。

第3章 ハラスメント調停員

(ハラスメント調停員)

第14条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント調停員（以下「調停員」という。）を置く。

(職務)

第15条 調停員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談者及び相手方にあらかじめ日時及び場所を定め、調停の開催を通知すること。
- (2) 相談者及び相手方の双方の意見を聞き、問題解決に向けて調整をすること。
- (3) 必要に応じて、相談者及び相手方の双方の意見を参考に調停案を作成すること。
- (4) 調停の終了の判断をすること。
- (5) 調停の記録を作成すること。
- (6) 防止委員会に調停の事案について報告すること。

(構成)

第16条 調停員は、次の者をもって構成する。

- (1) 防止委員会委員長が指名する防止委員会委員 2名以内
- (2) 防止委員会委員長が指名する本学の専任教職員 2名以内
- 2 調停員の構成は、男女の比率を考慮する。

(委嘱)

第17条 調停員は、防止委員会委員長が委嘱する。

(調停員の義務)

第18条 調停員は、調停の際に、相談者及び相手方の意見の交換が円滑に進むように努めなければならない。

- 2 調停員は、相談者に対する抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。
- 3 調停員は、解決策の誘導及び押し付けをしてはならない。

(調停員の職務終了)

第19条 調停員は、調停が終了した後、調停結果を防止委員会に報告し、了承されるこ

とによって職務終了し、解任されるものとする。

第4章 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会)

第20条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(職務)

第21条 調査委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談者、相手方及び当該事案の関係者からの事情聴取等により事実を調査すること。
- (2) ハラスメントにあたるかどうかの意見を付した報告書を作成すること。
- (3) その他、ハラスメント事案の解明のために必要なこと。

(構成)

第22条 調査委員会の構成は、防止委員会委員長が指名する学内の専任教職員5名程度で構成する。

- 2 防止委員会の委員及び相談員は、調査委員会の委員になることができない。
- 3 調査委員会の構成は、男女の比率を考慮する。

(委嘱)

第23条 前条第1項に定める者は、防止委員会委員長が委嘱する。

(委員長)

第24条 調査委員会委員長は、防止委員会委員長が指名した者を充てる。

(委員会の運営)

第25条 調査委員会は、調査委員会委員長が招集し、議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第26条 調査委員会委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員会委員の義務)

第27条 調査委員会委員は、相談者に対する抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。

- 2 調査委員会委員は、証言の誘導及び押し付けをしてはならない。

(調査の終了)

第28条 次の各号のいずれかに該当するときは、調査は終了するものとする。

- (1) 調査委員会委員長が調査報告書を防止委員会に提出したとき。
- (2) 相談者が調査の打ち切りを申し出て、防止委員会が終了を認めたとき。

(調査委員会の解散)

第29条 調査委員会の調査報告書に基づき、防止委員会がハラスメントの認定又は不認定を決定したとき、調査委員会は解散し、委員は解任されるものとする。

第5章 雑則

(事務)

第30条 防止委員会の事務は、越谷校舎事務局総務課及び湘南校舎事務局総務課が担当する。

2 合同委員会の事務は、越谷校舎事務局総務課及び湘南校舎事務局総務課が分任する。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」及び「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針及び委員会運営内規」は、廃止する。

3 この規程の施行日前に、文教大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程により、相談があり解決していない事案については、この規程に引き継ぐものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。